

多胎家庭の支援事業について(ご案内)

仙台市では多胎家庭の各種支援を実施しておりますので、ご案内いたします。

◆保育所等の一時預かり事業・訪問支援事業における多胎児支援

○一時預かり事業

多胎児が事業実施施設の一時預かりを利用した場合、保護者が支払う利用料は児童の数に関わらず1名分(2,400円)となります。

※非定型的保育サービス、継続的利用保育による利用は利用料減額の対象外となっております。

○訪問支援事業

一時預かりにおける多胎児支援事業を実施している保育施設の職員が、多胎家庭のご自宅を訪問し、一時預かりの利用を促しながら日頃の子育て等に関する相談に応じます。利用料は無料です。

●対象：仙台市内に居住されている3歳未満の多胎児

●事業実施施設：別添チラシのとおり(利用を希望する場合は、各施設に直接お問い合わせください。)

◆育児ヘルパー派遣

出産後1年以内で体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事(食事の準備や後片付け、住居等の掃除、生活必需品の買い物等)や育児(授乳、オムツ交換、沐浴介助等)などの支援を行います。

●対象：仙台市内に居住されている方が対象

●利用できる期間：出産後1年以内の期間で、20回まで(多胎児は30回まで)

●利用料金：1時間あたり600円(所得状況に応じて減額があります)



仙台市ホームページ
育児ヘルパー派遣

◆産後ケア事業

病院や診療所、助産所において、宿泊またはデイサービス(日帰り)により、母体の回復のための支援や育児指導、生活の相談等のサービスを行う産後ケア事業を実施しています。

●対象：仙台市内に住所を有する産後12か月(1年)未満(宿泊型を希望する場合は産後4カ月未満)のお母さんとその赤ちゃんで、家族等から十分な家事及び育児の援助が受けられず、かつ産後に疲労や育児不安等がある方

●主なサービス内容：お母さんのケア(健康管理及び乳房ケア等)、赤ちゃんのケア(発育や発達の確認等)、育児の相談

※宿泊型、デイサービス型それぞれ7日間まで利用できます。多胎産婦(今回多胎児を出産した方)の場合は、宿泊型、デイサービス型それぞれ10日間まで利用できます。

●利用料金：所得区分に応じて、費用がかかります。

※詳しくは、仙台市ホームページをご覧ください。



仙台市ホームページ
産後ケア事業

問い合わせ先

○一時預かり事業・訪問支援事業：子供未来局幼保企画課(Tel:022-214-8753)

○育児ヘルパー派遣・産後ケア事業：お住まいの区の家庭健康課・総合支所保健福祉課

青葉区家庭健康課(Tel022-225-7211)

青葉区宮城総合支所保健福祉課(Tel022-392-2111)

宮城野区家庭健康課(Tel022-291-2111)

若林区家庭健康課(Tel022-282-1111)

太白区家庭健康課(Tel022-247-1111)

太白区秋保総合支所保健福祉課(Tel022-399-2111)

泉区家庭健康課(Tel022-372-3111)